

議長（福田会長）

報告第3号「宇都宮地域合併協議会幹事会規程等の制定について」、事務局の説明を求めます。

事務局（大林事務局次長）

それでは、報告第3号「宇都宮地域合併協議会幹事会規程等の制定について」ご説明いたします。

会議資料の11ページをご覧ください。

法定合併協議会の設置に伴い、協議会の運営に必要な規程を、任意合併協議会と同様に整理したものでございます。

会議資料の12ページをご覧ください。

はじめに、宇都宮地域合併協議会幹事会規程でございますが、この規程の趣旨は、幹事会を事務レベルにおける最終調整組織として、また、協議会と専門部会をつなぐ組織として置き、その運営に必要な事項を定めたものでございます。

主な要点をご説明いたします。

第2条では、協議会に提案する事項や幹事会の下部組織である専門部会の進行管理を行うなど、幹事会の所掌事項を定めております。

第3条、第4条では組織、役員を定めており、各市町の助役と職員で幹事会を構成し、幹事長及び副幹事長は幹事の互選により定めることとしております。

なお、幹事会の組織構成は、先ほどお手元に配付してございます参考資料2ページのとおりでございます。

次に、宇都宮地域合併協議会専門部会規程でございますが、会議資料の14ページをご覧ください。この規程の趣旨は、専門部会を実質的な合併に関する協議、調整を行う組織として置き、その運営に必要な事項を定めたものでございます。

主な要点をご説明いたします。

第4条、第5条では、組織、役員を定めており、各市町の職員で組織し、幹事長が部会長、副会長を指名することとしております。

第7条では、総務専門部会など8つの専門部会が、必要に応じて他の専門部会と合同の会議ができるように定め、第8条では、専門部会に個別事務事業の協議や調整を行う分科会を設置できる定めにしております。

次に、宇都宮地域合併協議会事務局規程でございますが、会議資料の16ページをご覧ください。

この規程の趣旨は、協議会事務局の組織、運営等につきまして必要な事項を定めたものでございます。

主な要点をご説明いたします。

第2条では、協議会の会議や協議資料の作成など、事務局の所掌事項について。

第3条では、事務局に局長、次長その他の職員を置き、第5条から第9条までは職務権限や決裁区分などを定めております。

第10条では、協議会の公印の取扱いについて、第11条では、職員の服務などを規定しており、宇都宮市の例によることを定めております。

次に、宇都宮地域合併協議会財務規程でございますが、会議資料の19ページをご覧ください。この規程の趣旨は、協議会の財務に関し必要な事項を定めたものでございます。

主な要点をご説明いたします。

第2条から第4条までは、歳入・歳出予算について。

第5条から第7条では、予算執行上の手続等について定めております。

第8条では、補則といたしまして、その他財務に関し必要な事項は、宇都宮市の例により、会長が別に定めることになっております。

次に、宇都宮地域合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程でございますが、会議資料の21ページをご覧ください。この規程の趣旨は、協議会にご出席いただく委員の方々などに支給いたします報酬や費用弁償について、必要な事項を定めたものでございます。

第2条では、委員の方々の報酬額につきましては、宇都宮市の条例の規定に基づく額を支給することとし、東京都にお住まいの委員の報酬は別に定めております。

第3条では、会議以外の職務で旅行したときは、費用弁償を支給し、委員等以外の方が協議会の職務により旅行したときは、費用弁償または旅費を支給できることとしております。

以上で報告第3号の説明を終わらせていただきます。

議長（福田会長）

11ページから21ページまで 報告第3号につきまして事務局の説明が終わりました。ここで質疑を行います。ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

事務局報告のとおり了承することによろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（福田会長）

ありがとうございます。それでは、報告第3号につきましてはご承認をいただいたものといたします。